

利用上の注意

商業統計調査について

1. 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

2. 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 23 号）であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施されている。

3. 調査の期日

平成 19 年商業統計調査は、平成 19 年 6 月 1 日現在で実施した。

なお、商業統計調査は周期調査であるが、平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施している。

4. 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）に掲げる「大分類 J - 卸売・小売業」に属する事業所を対象とする。

調査は、公営、民営の事業所を対象としている。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とする。

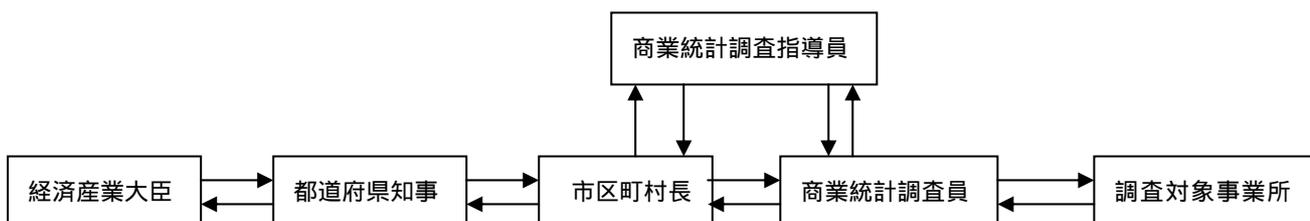
また、料金を支払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅の改札内、有料道路内）の中にある別経営の事業所についても調査の対象とする。ただし、前述以外の有料施設内（劇場内、運動競技場内など）の事業所は、原則、調査の対象としない。

なお、調査日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とする。については、平成 19 年調査より調査を開始した。

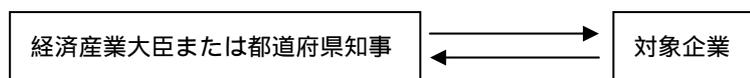
5. 調査の方法及び経路

商業統計調査の調査経路は、以下のとおり。なお、調査方法は以下の、による。

申告者（事業所）が自ら調査員によって配布された調査票に記入（自計方式）し、調査員が回収する方法による調査員調査方式



商業事業所の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省又は都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式



6. 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所

主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など）を販売する事業所

製造業の会社が別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理的事務を行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。

商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業でなく卸売業とする。

主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商・仲立業）。代理商・仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類Q - サービス業（他に分類されないもの））とし、修理のために部品などを取り替えても、商品の販売とはしない。

製造小売事業所(自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所)例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所(販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所)で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 単独事業所

支店を持たない事業所(1企業1事業所)をいう。

(5) 本店

他の場所に支店、支社、営業所などの販売事業所をもっている事業所で、法人組織の場合は商業登記簿に登録された本店を、個人経営の場合は営業の本拠となっている本店をいう。

(6) 支店

支店の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。

(7) 従業者及び就業者

平成19年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を併せ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいう。

「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っているものをいう。

「有給役員」とは、法人、団体の役員(常勤、非常勤を問わない)で給与を受けている者をいう。

「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当するものをいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ 平成19年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

「他からの派遣従業者」とは、別経営の事業所から派遣されている者又は下請けとして別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。

「従業者・臨時従業者のうち他への派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ派遣している者又は下請として別経営の事業所の業務に従事している者をいう。

(8) 年間商品販売額

平成18年4月1日から19年3月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

(9) その他の収入額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

なお、「製造業出荷額」とは、自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額、受託製造の加工賃収入額。「飲食部門収入額」とは、飲食できる設備を有し、その場所で料理等を飲食させた収入額。「サービス業収入額」とは、販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、宅配便取次手数料などのサービスの提供に対する収入額。

(10) 商品手持額

平成19年3月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）

(11) セルフサービス方式（小売業のみ）

「セルフサービス方式」とは、客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること、店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいう。商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

(12) 売場面積（小売業のみ）

平成19年6月1月現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていない。

(13) 営業時間（小売業のみ）

牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所の営業時間は調査していない。

(14) 商品販売形態（小売業のみ）

店頭販売・・・店頭で商品を販売した場合をいう。なお、定期的に家庭を訪問又は注文を受けて配達販売するご用聞き及び一定地区を巡回するような移動販売も含む。

訪問販売・・・訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。

通信・カタログ販売・・・カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、インターネット、銀行振込などの通信手段による購入の申込を受けて商品を販売した場合をいう。

自動販売機による販売・・・商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

その他・・・ピザの宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」、新聞、牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

(15) 来客用駐車場（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

なお、ガソリンスタンドについては調査をしていない。

専用駐車場・・・自己所有又は契約等により、その事業所が単独で利用できる来客用の駐車場をいう。

共用駐車場・・・他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で利用できる区画が明白になっていない来客用の駐車場をいう。

収容台数・・・専用駐車場で満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。

(16) チェーン組織への加盟の有無（小売業のみ）

「フランチャイズ・チェーン加盟事業所」は、事業所（フランチャイジー）が他の事業所（フランチャイザー（本部））との間に契約を結び（加盟）、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいう。

「ボランタリーチェーン加盟事業所」は、事業所が同一業種の事業所どうしで本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいう。

(17) 年間商品仕入額の仕入先（法人事業所のみ）

本支店間移動

自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などから帳簿上、商品の振替を行った場合。

自店内製造

事業所が小売販売するためにその場所で商品を製造した場合。

生産業者

ア 親会社

自社の株式総数の 50%を超える株式、又は資本の 50%を超える出資口数を有する生産業者から商品を直接仕入れた場合。

イ その他の生産業者

上記 ア を除く生産業者から商品を直接仕入れた場合。

卸売業者・その他

他産業の卸売業者、小売業者から仕入れた場合及び生産業者直営の支店、営業所などの販売事業所から仕入れた場合。

国外（直接輸入）

自社（自分）名義で通関手続を行って国外から商品を直接仕入れた場合。

仕入先別割合の金額は法人事業所のみについて、便宜上、年間商品販売額に年間商品仕入額の仕入れ先別割合（%）乗じて算出した。

（18）年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先（法人事業所のみ）

本支店間移動

自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などに帳簿上、商品の振替を行った場合。

卸売業者

他の卸売業者に商品を卸売した場合。

小売業者

小売業に商品を卸売した場合。

産業用使用者・その他

産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁など）に業務用として商品を卸売した場合。

国外（直接輸出）

自社（自分）名義で通関手続を行って国外へ商品を直接輸出した場合。

販売先別割合の金額は法人事業所のみについて、年間商品販売額の卸売販売額に年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合（%）を乗じて算出した。

（19）年間商品仕入額（法人事業所のみ）

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の企業全体の商業事業所における企業外からの商品の仕入額をいう。したがって、自店企業内の本支店間、支店相互間の振替移動を行った取引額は除く。

ただし、国外にある自企業の支店より輸入した場合は仕入額に含む。

7. 記号及び注記

- (1) 統計表中の「-」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「 \pm 」はマイナスの数値を表している。「x」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、事業所数が3以上に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。
- (2) 「年間商品販売額」、「その他の収入額」等の数値については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
- (3) 本文中及び統計表中の「構成比」については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
- (4) 「売場面積1㎡当たり年間商品販売額」は、売場面積を持つ事業所についてのみ算出している。
- (5) 「就業者1人当たり年間商品販売額」、「従業者1人当たり年間商品販売額」は、「パート・アルバイトなど」の従業者について8時間換算(平成14年より調査)したものをを用いて算出している。

その他注意事項

この報告書は、平成19年商業統計調査の結果を、県が独自に集計したものであり、経済産業省から公表される数値と相違することがあります。

この報告書は、佐賀県統計調査課ホームページでも公表しています。

<http://www.pref.saga.lg.jp/web/toukei.html>

この報告書についての問合せ先は、下記のとおりです。

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1-59 佐賀県経営支援本部統計調査課 産業統計担当

電話番号 0952-25-7037 E-mail: toukeichousa@pref.saga.lg.jp